

第三者機関による環境アクションレポートの審査

環境アクションレポートの記載内容の信頼性を確保するため、2002年から継続して、有限責任監査法人トーマツの関連会社による第三者審査を受審しています。本レポートの作成過程では、作成部署である本店地域共生本部に加え、川内発電所、鹿児島支社の2事業所において、重要な環境情報の正確性や網羅性についての検証が行われました。



本店



川内発電所



鹿児島支社

第三者審査報告書

第三者審査報告書

2012年8月29日

九州電力 株式会社

代表取締役社長 瓜生 道明 殿

株式会社トーマツ審査評価機構

代表取締役社長

稲永 弘

1. 審査の対象及び目的

当審査評価機構は、九州電力株式会社(以下「会社」という)が作成した「2012九州電力環境アクションレポート」(以下「報告書」という)について審査を実施した。審査の目的は、報告書に記載されている検証マークの付された2011年度の重要な環境情報が、「環境報告ガイドライン(2007年版)」(環境省)及び「環境会計ガイドライン2005年版」(環境省)を参考にして会社が採用した算出方法等に従って、正確に測定、算出され、かつ、「環境報告審査・登録マーク付与基準 付則」(平成23年2月 サステナビリティ情報審査協会)に記載の重要な項目が漏れなく表示されているかについて、独立の立場から結論を表明することにある。

2. 経営者及び報告書の審査を行う者の責任

報告書の作成責任は会社の経営者にあり、当審査評価機構の責任は、独立の立場から報告書に対する結論を表明することにある。

3. 実施した審査の概要

当審査評価機構は、当該審査の結論表明にあたって限定的な保証を与えるために十分に有意な水準の基礎を得るため、「国際保証業務基準(International Standard on Assurance Engagements)3000」(2003年12月国際会計士連盟)及び「サステナビリティ情報審査実施指針」(平成24年4月 サステナビリティ情報審査協会)に準拠して審査を行った。

審査の手続きは、報告書に記載されている検証マークの付された2011年度の重要な環境情報について、サンプリングにより集計表とその基礎資料との照合、作成責任者及び担当者に対する質問、関連する議事録・規程・ISO関連資料等の閲覧及び照合、事業所視察、その他根拠資料となる内部資料及び外部資料で利用可能なデータとの比較を含んでいる。

4. 結論

「3. 実施した審査の概要」に記載した審査手続を実施した限りにおいて、報告書に記載されている検証マークの付された2011年度の重要な環境情報が、「環境報告ガイドライン(2007年版)」(環境省)及び「環境会計ガイドライン2005年版」(環境省)を参考にして会社が採用した算出方法等に従って、すべての重要な点において正確に測定、算出されていないと認められるような事項、及び「環境報告審査・登録マーク付与基準 付則」(平成23年2月 サステナビリティ情報審査協会)に記載の重要な項目が漏れなく表示されていないと認められるような事項は発見されなかった。

5. 特定の利害関係

会社と当審査評価機構又は審査人との間には、サステナビリティ情報審査協会の規定に準じて記載すべき利害関係はない。

以上